

成年後見の担い手になる ～市民後見人とは～

認知症のある方、知的障害や精神障害のある方の地域で安心して暮らす権利を守る成年後見制度。その担い手として「市民後見人」に期待がよせられています。

権利擁護支援のツールとしての成年後見制度の活かし方と、市民が担い手となることの意義を探ります。

【プログラム】(各会場同じ)

参加費無料

第1部「ゆたかに生きる権利を守る～成年後見制度の活かし方」

(1) 講演

講師(一宮会場)
弁護士 鈴木含美氏
(公園通法律事務所)



講師(刈谷会場)
弁護士 加藤淳也氏
(城南法律事務所)



(2) 事例紹介

尾張東部成年後見センター長 住田敦子
(厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員)

第2部 パネルトーク<市民後見人の実践事例>

パネリスト 市民後見人(尾張東部成年後見センター)
特別養護老人ホーム相談員
コーディネーター 尾張東部成年後見センター長 住田敦子
オブザーバー 名古屋家庭裁判所 裁判所書記官

各会場
先着200名
申込必要
裏面に申込用紙

手話通訳
要約筆記
あります

一宮会場

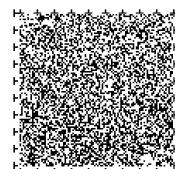
平成31年1月30日(水)
13:00~15:45(12:30開場)
会場 尾張一宮駅前ビル(i-ビル)シビックホール

刈谷会場

平成31年2月2日(土)
13:00~15:45(12:30開場)
会場 刈谷市産業振興センター小ホール

主催 愛知県
運営 特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター
TEL 0561-75-5008 FAX 0561-75-5088
特定非営利活動法人 尾張北部権利擁護支援センター
TEL 0568-74-5888 FAX 0568-74-5855
後援 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会・愛知県弁護士会・
愛知県司法書士会・一般社団法人 愛知県社会福祉士会
協力 名古屋家庭裁判所

スマートフォンのアプリ
(Uni-Voice)を使ってこの
コードを読み取ると、この
チラシの内容を音声で聞く
ことができます。



【 成年後見の担い手になる ～ 市民後見人とは ～ 】

《 参加申込書 》

1月23日(水) 必着

【申込方法】 FAX、電話、メールまたはホームページから下記項目をお知らせください。

会 場	<input type="checkbox"/> 一宮会場 1月30日(水)	<input type="checkbox"/> 刈谷会場 2月2日(土)	
お名前		年 齡	歳
お住いの市町村		職業・職種	
電 話		F A X	

障害について必要な配慮があればお書きください。(例:「車いすを使っています」「目が不自由です」等) 具体的な配慮の方法について、当方からご連絡いたします。

※定員になり次第締め切りとさせていただきますので、お早めにお申し込みください。

※定員を超えて参加いただけない場合のみ、尾張北部権利擁護支援センターよりご連絡いたします。

※積雪・暴風雨等悪天候に伴う開催の有無については、開催日の午前8時に判断します。

尾張北部権利擁護支援センターのホームページをご覧ください。電話でお尋ねください。

【申込・問合せ】 電話受付時間：平日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)

特定非営利活動法人 尾張北部権利擁護支援センター

TEL 0568-74-5888 FAX 0568-74-5855

E-mail mail@owarihokubu-kenriyogo.net

ホームページ http://owarihokubu-kenriyogo.net

スマホの方はこちらから申し込みます



セミナー会場

● 一宮会場 ●

尾張一宮駅前ビル(i ビル)シビックホール
(一宮市栄3丁目1番2号)



● 刈谷会場 ●

刈谷市産業振興センター小ホール
(刈谷市相生町1丁目1番地6)



※各会場、駐車場(有料)には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

